

公益社団法人 日本雪氷学会
2012年度通常総会資料

期日：2012年5月24日（木）

場所：幕張メッセ国際会議場101A

公益社団法人 日本雪氷学会
2012年度通常総会次第

1. 開 会
2. 議長および議事録署名人の選任
3. 議 事
 - ・第1号議案 2011年度事業報告・決算報告の承認、監査報告について
(1) 事業報告 (2) 決算報告 (3) 監査報告
 - ・第2号議案 2012年度事業計画及びこれに伴う収支予算について
(1) 事業計画 (2) 収支予算
 - ・第3号議案 定款の一部変更の承認に関する件
 - ・第4号議案 定款施行細則の一部変更の承認に関する件
 - ・その他
4. 議長の解任
5. 2012年度井上フィールド科学研究基金助成対象者発表
6. その他
7. 閉 会

第1号議案 2011年度事業報告・決算報告の承認、監査報告について

(1)事業報告

社団法人日本雪氷学会 2011年度 事業報告書

(1/3)

事業分類	小分類	事業名	担当
(定款第5条1号) 雪氷及び寒冷に 関する調査,研究	調査	雪氷災害調査チームによる調査(雪崩調査研修会, 南空知積雪調査等)	北海道支部
		山岳雪質調査(2012年2月28日～29日/奥日光)	関東以西支部
		富士山調査検討(2012年1月29日/東京大学/富士山測候所を活用する会報告会出席)	関東以西支部
		雪合宿の実地(2012年2月21日～23日/長野県乗鞍・上高地)	雪氷化学分科会
	研究	井上フィールド科学研究基金による研究助成(2件)	本部(学術)
		氷河の研究・調査活動に対する援助と啓蒙	氷河情報センター
		世界各地の氷河研究に関する資料等の収集	氷河情報センター
		ワーキンググループによる研究計画の検討	極地雪氷分科会
		衛星観測分科会会員に対する研究協力としての衛星データの普及	衛星観測分科会
		衛星・海氷用語の見直しとしての用語の選定作業	衛星観測分科会
(定款第5条2号) 雪氷及び寒冷に 関する研究会, 講演会,展示会 等の開催	研究 発表会	2011年度雪氷研究大会の開催 ※日本雪工学会と合同 (9月19日～9月23日/ハイク長岡(長岡産業交流会館)) 研究発表(参加者:約412名,発表:257件) 公開シンポジウム(参加者:約200名)	本部(事業)
		公開シンポジウム「雪氷楽 in Nagaoka～雪と氷のポケット・サイエンス～」の開催 ※文部科学省平成23年度科学研究費補助金による (9月23日/ハイク長岡,株式会社 大原鉄工所/参加者:約1,300名)	本部(事業)
		日本地球惑星科学連合2011大会レギュラーセッション 「雪氷学」雪氷圏と気候「古気候・古海洋」「氷床・氷河コア」 (5月24日～26日/幕張メッセ国際会議場)	本部(事業)
		北海道支部研究発表会の開催(5月15日～5月16日/札幌市)	北海道支部
		東北支部研究発表会の開催(5月20,21日/岩手大学/発表:19件/参加者:34名)	東北支部
		北信越支部研究発表会・製品発表討論会 (5月14日/福井市地域交流プラザ アオッサ/参加者:66名)	北信越支部
		雪氷研究大会におけるオーガナイズドセッションの開催(9月21日/長岡)	氷河情報センター
		オーガナイズドセッションの開催 「極域における国内雪氷研究の潮流」(9月17日/ハイク長岡C会場/参加者約40名)	極地雪氷分科会
		凍土に関連する研究発表会の後援	凍土分科会
		雪崩分科会研究会の開催(9月20日/ハイク長岡/参加者47名)	雪崩分科会
		雪氷物性シンポジウム2011の開催(9月20日/ハイク長岡/講演:2件/参加者:18名)	雪氷物性分科会
		セッション「雪氷圏における継続的な衛星観測」の実施(9月20日/ハイク長岡/参加者25名)	衛星観測分科会
		研究セッション「水文気候システムの中での雪氷の振る舞い」の開催(9月20日/ハイク長岡)	気象水文分科会
	研修会 等	第22回雪崩対策の基礎技術研修会の開催 (2012年1月26～27日/新潟県湯沢町/参加者:34名)	本部(事業)/ 雪崩分科会
		地域講演会の開催(12月10日/旭川市)	北海道支部
		特別講演会の開催(5月20日/岩手大学/講演:2件)	東北支部
		講演会の開催(10月18日/防災科学技術研究所/講演:4件)	東北支部
		積雪観測講習会の開催 (2012年1月28日/八幡平市松尾八幡平物産館あすびーて/参加者:10名)	東北支部
		講演会の開催(2回) 今年の雪速報会(6月2日/長岡市/参加者:123名) 雪崩を追って30年(6月18日/松本市/参加者:90名)	北信越支部
		見学会の開催(3回) 福井の雪対策技術と名勝(5月15日/福井市/参加者:21名) 梅池高原雪崩の森公開見学会(6月19日/小谷村/参加者:10名) 長岡震災アーカイブセンター「きおくみらい」見学会(12月9日/長岡市/参加者:15名)	北信越支部
		学習会の開催(4回) 8月24日/長岡市/参加者:15名 11月11日/松本市/参加者:55名 12月8日/新潟市/参加者:17名 12月16日/新潟市/参加者:45名	北信越支部
		積雪観測講習会の開催 ※北信越支部・関東以西支部共催 (2012年2月25日/長岡市/参加者:19名)	北信越支部/ 関東以西支部
		大山雪の観察会(2012年2月12日/大山)	関東以西支部
		講演会「凍土が語る気候変動」の開催(9月20日/ハイク長岡 会議室D, E室/参加者16名)	凍土分科会
		講演会の開催(9月20日/ハイク長岡/講演3件/参加者22名)	雪氷工学分科会
		講演会の開催(9月19日/ハイク長岡/講演1件/参加者25名)	雪氷化学分科会
		講演会の開催(9月22日/ハイク長岡)	吹雪分科会

社団法人日本雪氷学会 2011年度 事業報告書

(2/3)

事業分類	小分類	事業名	担当
(定款第5条2号) 雪氷及び寒冷に 関する研究会、 講演会、展示会 等の開催	普及・ 啓発	巡回＊雪氷写真展キットの貸出事業(展示場所/展示期間/観覧者数) きつづ光科学館ふおとん/7月30日～8月31日/15,064名 2011雪氷楽会/9月23日 徳島県立あすたむらんど/11月25日～12月25日/2,956名	本部(広報)
		社会貢献事業の実施(8月4日～5日/サイエンスパーク)	北海道支部
		科学教室「雪の出前授業」(2012年3月5日/上越市立中郷小学校/参加者:57名)	北信越支部
		各種共催事業(子供雪博士祭り 中谷宇吉郎雪の科学館, 同友の会と共催) (7月13日/加賀市/参加者:413名)	北信越支部
		北海道支部ホームページの運営, 管理(雪氷レシビ, 薄片写真の掲載等)	北海道支部
		東北支部ホームページの運営	東北支部
		北信越支部ホームページのリニューアル	北信越支部
		関東以西支部メーリングリストの運用, ホームページ検討	関東以西支部
		2012年度 雪氷研究大会準備(8月25日/福山市, 12月13日/東京)	関東以西支部
		雑誌「雪氷」ならびにWEBを通じての情報提供	氷河情報センター
		凍土分科会ホームページ, メーリングリストの運営	凍土分科会
		雪崩分科会ホームページの更新と管理, メーリングリストの運営と管理	雪崩分科会
		極地雪氷分科会ホームページによる情報発信ならびにホームページの充実	極地雪氷分科会
		衛星データ情報の提供	衛星観測分科会
		衛星観測分科会メーリングリストの運用	衛星観測分科会
		雪氷工学に関する情報交換	雪氷工学分科会
		「雪氷工学関連リスト」の作成	雪氷工学分科会
		雪氷化学分科会ホームページの運営, メーリングリストの運営	雪氷化学分科会
		気象水文分科会メーリングリスト(兼会員名簿)の運用/分科会ホームページ作成途上	気象水文分科会
		吹雪分科会メーリングリストの運用, ホームページの運用	吹雪分科会
	褒賞	他学会, 他団体への協賛・共催・後援等 第30回混相流シンポジウムの共催(主催:日本混相流学会) 混相流学会講演会2011の協賛(主催:日本混相流学会) 第59回レオロジー討論会の協賛(主催:日本レオロジー学会) 第39回可視化情報シンポジウムの協賛(主催:(社)可視化情報学会) 可視化情報学会全国講演会の協賛(主催:(社)可視化情報学会) 日本地熱学会平成23年学術講演会の協賛(主催:日本地熱学会) 平成23年度「雪崩防災週間」の後援(主催:国土交通省, 都道府県) ゆきみらい2012 in 金沢の後援(主催:ゆきみらい2012in金沢実行委員会) 第27回北方圏国際シンポジウムの後援 (主催:紋別市, 北方圏国際シンポジウム実行委員会)	本部(事業)
		日本雪氷学会賞の選考・表彰 学術賞1名 佐藤 威 技術賞1名 新潟電機株式会社 平田賞3名 飯塚芳徳, 川村賢二, 小南靖弘 論文賞2件 海原拓哉・八久保晶弘・尾関俊浩・西村浩一・秋田谷英次 杉山 慎・内藤 望・刀根賢太・榎本浩之・安仁屋政武 功績賞2名 菊地時夫, 山田知充	本部(学術)
		中谷宇吉郎科学奨励賞の候補者推薦	本部(学術)
		北海道雪氷賞(北の風花賞)の表彰(2件) ※新設	北海道支部
		2011年度東北雪氷賞の表彰(3件)	東北支部
		東北雪氷賞選考委員会の開催	東北支部
		2011年度北信越支部賞の表彰(3件)	北信越支部
	学会誌	「雪氷」の刊行 ※発行部数1300部 第73巻3号(5月15日発行) 第73巻4号(7月15日発行) 第73巻5号(9月15日発行) 第73巻6号(11月15日発行) 第74巻1号(2012年1月15日発行) 第74巻2号(2012年3月15日発行)	本部(編集)
		英文誌「Bulletin of Glaciological Research (BGR)」Vol.29の刊行 (オープンアクセス電子ジャーナルとしてインターネット上で公開)	本部(BGR)
		「雪氷」雪氷化学特集号の企画と編集	雪氷化学分科会
(定款第5条3号) 会誌その他 資料の刊行			

事業分類	小分類	事業名	担当
(定款第5条3号) 会誌その他 資料の刊行	支部等 機関誌	北海道支部機関誌「北海道の雪氷」30号の発刊	北海道支部
		東北支部機関誌「東北の雪と生活」26号の刊行	東北支部
		北信越支部機関誌「雪氷北信越」31号の刊行	北信越支部
		北海道支部ニューズレターNo.39, No.40, No.41の刊行	北海道支部
		東北支部ニューズレターNo.54～55の刊行	東北支部
		雪崩分科会ニューズレターNo. 47, 48の刊行	雪崩分科会
	その他 出版物	新版「雪氷辞典」の編集 薄片写真集の作成	本部(事業) 北海道支部
(定款第5条4号) その他この法人 の目的達成に 必要な事業	管理 事項	2011年度通常総会の開催(5月26日)	本部(総務)
		2011年度臨時総会の開催(9月21日)	本部(総務)
		理事会の開催 第1回 5月26日 第2回 8月18日 第3回 9月21日 第4回 2012年3月26日	本部(総務)
		評議員会の開催(9月21日)	本部(総務)
		各委員会の開催	本部(各委員会)
		北海道支部総会の開催(5月15日/札幌市)	北海道支部
		北海道支部理事会の開催(4回), 評議員会の開催(1回)	北海道支部
		東北支部総会の開催(5月20日/岩手大学)	東北支部
		東北支部理事会の開催(2回)	東北支部
		北信越支部総会の開催(5月14日/福井市地域交流プラザ アオッサ)	北信越支部
		北信越支部理事・幹事合同会議の開催(2回)	北信越支部
		北信越支部顧問・評議員会の開催(1回)	北信越支部
		関東以西支部総会の開催(5月17日/東京)	関東以西支部
		関東以西支部役員会の開催(5月17日/東京, 9月20日/長岡)	関東以西支部
		氷河情報センター総会の開催(9月21日/ハイブ長岡)	氷河情報センター
		活動支援基金を利用した事業の検討	氷河情報センター
		極地雪氷分科会総会の開催(9月19日/ハイブ長岡)	極地雪氷分科会
		凍土分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡)	凍土分科会
		雪崩分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡/参加者47名)	雪崩分科会
		雪氷物性分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡)	雪氷物性分科会
		衛星観測分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡/参加者15名)	衛星観測分科会
		雪氷工学分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡)	雪氷工学分科会
		雪氷化学分科会総会の開催(9月19日/ハイブ長岡)	雪氷化学分科会
		気象水文分科会総会の開催(9月20日/ハイブ長岡)	気象水文分科会
		吹雪分科会総会の開催(9月22日/ハイブ長岡)	吹雪分科会

会員数推移

	2011/3/31	2012/3/31
正会員	865	860
名誉会員	8	8
終身会員	51	52
特別会員	17	17
賛助会員	77	74
購読会員	105	99

(2)決算報告

社団法人日本雪氷学会
貸借対照表
(2012年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	2011年度	2010年度	増 減
I.資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金	126,124	181,730	-55,606
預貯金	2,591,938	4,119,903	-1,527,965
振替口座	2,491,422	1,788,756	702,666
未収会費	1,512,000	1,632,000	-120,000
その他未収金	79,000	276,224	-197,224
棚卸資産	1,308,682	1,519,627	-210,945
前払金	136	0	136
流動資産合計	8,109,302	9,518,240	-1,408,938
2.固定資産			
(1)基本財産			
基本財産			
国債	7,334,277	2,300,000	5,034,277
地方債	13,997,840	19,000,000	-5,002,160
基本財産合計	21,332,117	21,300,000	32,117
(2)特定資産			
井上フィールド'科学研究助成基金	20,755,633	20,000,000	755,633
VIP賞運用基金	88,822	0	88,822
雪氷災害調査基金	723,895	0	723,895
公益事業準備資金			
調査・研究活動基金	992,000	1,163,087	-171,087
研究会運営基金	2,257,980	3,042,980	-785,000
出版事業基金	1,347,072	3,307,072	-1,960,000
特定資産合計	26,165,402	27,513,139	-1,347,737
(3)その他固定資産			
敷金	2,115,000	2,115,000	0
電話加入権	149,968	149,968	0
その他固定資産合計	2,264,968	2,264,968	0
固定資産合計	49,762,487	51,078,107	-1,315,620
資産合計	57,871,789	60,596,347	-2,724,558
II.負債の部			
1.流動負債			
前受金	4,960,000	4,856,000	104,000
預り金	65,208	62,104	3,104
未払金	208,095	63,545	144,550
仮受金	4,000	0	4,000
流動負債合計	5,237,303	4,981,649	255,654
負債合計	5,237,303	4,981,649	255,654
III.正味財産の部			
1.指定正味財産			
受取寄附金(井上フィールド'科学研究助成基金)	20,755,633	0	20,755,633
受取寄附金(VIP賞運用基金)	88,822	0	88,822
受取寄附金(雪氷災害調査基金)	723,895	0	723,895
指定正味財産合計	21,568,350	0	21,568,350
(うち基本財産への充当額)	{ 0 }	{ 0 }	{ 0 }
(うち特定資産への充当額)	{ 21,568,350 }	{ 0 }	{ 21,568,350 }
2.一般正味財産			
一般正味財産合計	31,066,136	55,614,698	-24,548,562
(うち基本財産への充当額)	{ 21,332,117 }	{ 41,300,000 }	{ -19,967,883 }
(うち特定資産への充当額)	{ 4,597,052 }	{ }	{ }
正味財産合計	52,634,486	55,614,698	-2,980,212
負債及び正味財産合計	57,871,789	60,596,347	-2,724,558

社団法人日本雪氷学会 正味財産増減計算書
(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	2011年度	2010年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1. 基本財産運用益			
基本財産受取利息	310,361	309,300	1,061
井上基金利息→指定正味財産へ	0	293,000	-293,000
小計	310,361	602,300	-291,939
2. 公益事業準備資金運用益			
公益事業準備資金受取利息	294	1,400	-1,106
3. 受取会費			
正会員会費	6,428,000	6,792,000	-364,000
特別会員会費	550,000	580,000	-30,000
賛助会員会費	2,840,000	3,120,000	-280,000
購読会員会費	1,416,000	1,312,000	104,000
小計	11,234,000	11,804,000	-570,000
4. 事業収益			
研究会、講演会、展示会等の開催(2)			
全国大会収入	3,969,920	3,625,013	344,907
国際研究集会収入	0	0	0
支部・分科会研究発表会	29,000	30,000	-1,000
研修・見学会収入	1,014,800	1,160,500	-145,700
小計	5,013,720	4,815,513	198,207
会誌その他資料の刊行(3)			
「雪氷」収入	1,698,056	1,197,950	500,106
「BGR」収入	301,594	143,000	158,594
支部・分科会機関誌	377,629	505,640	-128,011
その他出版物(本部)	197,850	352,740	-154,890
その他出版物(支部・分科会)	314,000	86,414	227,586
複写・版権料	84,061	77,081	6,980
小計	2,973,190	2,362,825	610,365
事業収益 計	7,986,910	7,178,338	808,572
5. 受取補助金等			
科学研究費補助金	800,000	800,070	-70
6. 受取負担金			
中谷奨励賞選考委託	100,000	100,000	0
7. 受取寄付金			
雪氷災害調査活動 → 指定正味財産へ	0	500,000	-500,000
極地雪氷分科会	11,500	27,000	-15,500
雪崩分科会	62,000	40,000	22,000
雪氷工学分科会	0	24,000	-24,000
その他寄附金	0	20,000	-20,000
受取寄附金等振替額(災害調査・井上助成・VIP賞)	745,212	0	745,212
小計	818,712	611,000	207,712
8. 雑収益			
受取利息	1,151	2,304	-1,153
雑収入	1,779	101	1,678
小計	2,930	2,405	525
経常収益計	21,253,207	21,099,513	153,694
(2) 経常費用			
1. 事業費			
調査、研究(1)			
研究助成費	470,420	261,470	208,950
調査活動支出	248,032	359,862	-111,830
小計	718,452	621,332	97,120
研究会、講演会、展示会等の開催(2)			
全国大会支出	3,986,660	3,298,622	688,038
国際研究集会支出	0	520,094	-520,094
支部・分科会研究発表会	195,937	133,590	62,347
雪崩対策の基礎技術研修会	1,106,938	406,900	700,038
科研費補助事業	846,567	800,070	46,497
支部・分科会研修会等	497,436	1,889,445	-1,392,009
普及・啓発事業支出	292,269	350,329	-58,060
褒賞費	488,411	325,823	162,588
小計	7,414,218	7,724,873	-310,655

科 目	2011年度	2010年度	増 減
会誌その他資料の刊行(3)			
「雪氷」発行経費	3,962,523	3,709,424	253,099
「BGR」発行経費	154,531	160,878	-6,347
支部・分科会機関誌発行費	579,783	572,521	7,262
名簿・学会案内作成費	0	0	0
その他出版物作成費	436,830	1,715,205	-1,278,375
小計	5,133,667	6,158,028	-1,024,361
事業費 計	13,266,337	14,504,233	-1,237,896
2. 管理費			
本部			
事務局費			
給料手当	4,061,927	4,139,034	-77,107
アルバイト	0	0	0
福利厚生費	655,580	664,312	-8,732
旅費交通費	98,680	92,550	6,130
通信運搬費	298,592	269,031	29,561
什器・備品費	0	5,796	-5,796
消耗品費	174,756	95,149	79,607
印刷製本費	67,200	77,700	-10,500
光熱費	160,096	156,128	3,968
賃借料	2,922,000	2,922,000	0
リース料	394,380	394,380	0
保険料	0	0	0
諸謝金	110,000	210,000	-100,000
小計	8,943,211	9,026,080	-82,869
雑費	75,454	76,460	-1,006
支払手数料	126,118	130,341	-4,223
会議費	888,038	643,522	244,516
役員選挙費	0	162,400	-162,400
未収金放棄損			
未収会費	352,000	706,000	-354,000
その他未収金	0	0	0
小計	352,000	706,000	-354,000
本部 計	10,384,821	10,744,803	-359,982
支部			0
北海道支部	104,183	74,769	29,414
東北支部	32,080	41,824	-9,744
北信越支部	60,635	163,417	-102,782
関東以西支部	46,722	40,016	6,706
支部 計	243,620	320,026	-76,406
管理費 計	10,628,441	11,064,829	-436,388
経常費用計	23,894,778	25,569,062	-1,674,284
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-2,641,571	-4,469,549	1,827,978
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
期末棚卸残高	1,308,682	1,519,627	-210,945
経常外収益計	1,308,682	1,519,627	-210,945
(2) 経常外費用			
期首棚卸し残高	1,519,627	862,270	657,357
その他回収不能損	0	0	0
有価証券取得額への調整(額面金額→取得金額)	11,890	0	11,890
有価証券過年度分償却額	△ 6,446	0	-6,446
指定正味財産へ振替	21,690,602	0	21,690,602
経常外費用計	23,215,673	862,270	22,353,403
当期経常外増減額	-21,906,991	657,357	-22,564,348
税引前当期一般正味財産増減額	-24,548,562	-3,812,192	-20,736,370
一般正味財産期首残高	55,614,698	59,426,890	-3,812,192
一般正味財産期末残高	31,066,136	55,614,698	-24,548,562

科 目	2011年度	2010年度	増 減
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金			
雪氷災害調査活動寄付金	350,000	0	350,000
一般正味財産からの振替			
井上フィールド科学研究助成基金(東京都公債)	20,000,000	0	20,000,000
井上フィールド科学研究助成基金果実繰越金	953,093	0	953,093
VIP賞運用基金繰越金	116,422	0	116,422
雪氷災害調査繰越金	500,000	0	500,000
雪氷災害調査公益準備資金	121,087	0	121,087
小計	21,690,602	0	21,690,602
特定資産受取利息			
井上基金利息	293,000	0	293,000
特定資産口座普通預金利息	152	0	152
有価証券取得額への調整(額面金額→取得金額)	△ 87,500	0	-87,500
有価証券過年度分償却額	58,412	0	58,412
有価証券当年度償却額	8,896	0	8,896
小計	272,960	0	272,960
一般正味財産への振替額	△ 745,212	0	-745,212
当期指定正味財産増減額	21,568,350	0	21,568,350
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	21,568,350	0	21,568,350
III 正味財産期末残高	52,634,486	55,614,698	-2,980,212

社団法人 日本雪氷学会 財産目録
(2012年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
1.資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
現金			
本部	19,356		
北海道支部	52,255		
東北支部	0		
北信越支部	22,633		
関東以西支部	4,215		
氷河情報センター	7		
極地雪氷分科会	11,500		
雪崩分科会	16,158		
		126,124	
普通預金			
本部: 三井住友銀行 飯田橋支店 6321723	1,911,732		
ゆうちょ銀行 総合口座	107,667		
第四銀行 高田支店(編集委員会)	0		
北海道支部: 北洋銀行 北7条支店	512,374		
北信越支部: 北越銀行 大島支店	0		
関東以西支部: 三菱東京UFJ銀行 駒込支店	21,871		
氷河情報センター: 三菱東京UFJ銀行 板橋支店	0		
雪崩分科会: ゆうちょ銀行 総合口座	2,936		
雪氷工学分科会: 三菱東京UFJ銀行 川崎支店	35,358		
		2,591,938	
振替口座			
本部: 00150-8-134091	1,912,135		
本部: 00130-0-776480	523,057		
北信越支部: 00610-9-4671	0		
雪崩分科会: 00670-0-26949	56,230		
		2,491,422	
未収金			
未収会費	1,512,000		
その他未収金	79,000		
		1,591,000	
棚卸資産			
雪氷	315,435		
積雪・雪崩分類	119,777		
雪氷研究大会講演要旨集	34,748		
Bulletin of Glaciological Research	41,013		
北海道の雪氷	48,000		
北海道支部50周年記念誌	17,199		
東北の雪と生活	19,000		
東北支部25周年記念誌	125,960		
雪氷北信越	53,550		
積雪観測ガイドブック	534,000		
		1,308,682	
前払金			
第321回利付国債経過利子	136		
		136	
流動資産合計			8,109,302

(単位:円)

科 目	金 額		
2.固定資産			
基本財産			
第268回利付国債	2,298,077		
東京都公募公債第619回	2,997,840		
広島県平成20年度第5回公募公債	11,000,000		
第321回利付国債	5,036,200		
		21,332,117	
特定資産			
東京都公募公債第762回	9,987,008		
東京都公募公債第619回	9,992,800		
三井住友銀行 飯田橋支店 6802408	1,561,705		
三井住友銀行 飯田橋支店 6321723	26,837		
公益事業準備資金			
郵便定額貯金	3,609,000		
銀行定期預金	988,052		
		26,165,402	
その他の固定資産			
敷金			
神田駿河台日本化学会館3F	2,115,000		
電話加入権			
H18-01001752, H14-01002635	149,968		
		2,264,968	
固定資産合計			49,762,487
資産合計			57,871,789
2.負債の部			
1.流 動 負 債			
前受金			
会費収入前受	4,960,000		
		4,960,000	
預り金			
源泉徴収税・保険料	65,208		
		65,208	
未払金	208,095		
		208,095	
仮受金	4,000		
		4,000	
流動負債合計			5,237,303
負債資産合計			5,237,303
正味財産			52,634,486
負債・正味財産			57,871,789

財務諸表に対する注記
(2012年3月31日現在)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権・・・取得価格(償却原価法)をもって貸借対照表価額とする。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

学会機関誌、講演要旨集等を個別法に基づき、印刷原価にて1年間棚卸し資産とする。

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当事項なし

(4) 引当金の計上基準

該当事項なし

(5) 消費税等の会計処理

消費税の課税団体ではなく、税抜き方式を採用している。

3. 会計方針の変更

○ 平成20年度公益法人会計基準注解(注6):「指定正味財産の区分について」(寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。)により、井上フィールド科学研究助成基金、VIP賞運用基金、雪氷災害調査への寄付金は、下記の処理にて対応する。

○ 井上フィールド科学研究助成基金を一般正味財産から指定正味財産へ振り替える。これに伴い、井上基金運用益と利息による前年度繰越額も指定正味財産へ振り替える。井上基金にかかる運用益と、井上基金管理口座の受取利息は、指定正味財産増減の部へ記載する。助成金交付支出は一般正味財産へ振り替え、有価証券の評価基準による償却を行う。

○ VIP賞運用基金は、寄付者の意思により用途が制約されているため、前年度繰越金を指定正味財産へ振り替える。VIP賞経費支出は、一般正味財産へ振り替える。

○ 雪氷災害調査への寄付金は、寄付者の意思により用途が制約されているため、前年度からの繰越金と、公益準備資金の該当額を指定正味財産へ振り替える。寄付金を受け入れた額は、指定正味財産増減の部へ記載する。雪氷災害調査経費は、一般正味財産へ振り替える。

○ 財務諸表に対する注記は、平成20年度公益法人会計基準の様式のものとする。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高 (2011.3.31)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (2012.3.31)
基本財産				
国債	2,300,000	5,034,277	0	7,334,277
地方債	39,000,000	0	25,002,160	13,997,840
小 計	41,300,000	5,034,277	25,002,160	21,332,117
特定資産				
地方債	0	19,979,808	0	19,979,808
普通預金	0	1,588,542	0	1,588,542
郵便定額貯金	3,609,000	0	0	3,609,000
銀行定期預金	3,904,139	0	2,916,087	988,052
小 計	7,513,139	21,568,350	2,916,087	26,165,402
合 計	48,813,139	26,602,627	27,918,247	47,497,519

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高 (2012.3.31)	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
国債	7,334,277	0	7,334,277	-
地方債	13,997,840	0	13,997,840	-
小 計	21,332,117	0	21,332,117	-
特定資産				
地方債	19,979,808	19,979,808		-
普通預金	1,588,542	1,588,542		-
郵便定額貯金	3,609,000	0	3,609,000	-
銀行定期預金	988,052	0	988,052	-
小 計	26,165,402	21,568,350	4,597,052	-
合 計	47,497,519	21,568,350	25,929,169	-

6. 担保に供している資産

該当事項なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当事項なし

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高 (2012.3.31)
未収金			
未収会費	1,512,000	0	1,512,000
その他未収金	79,000	0	79,000
合 計	1,591,000	0	1,591,000

9. 保証債務等の偶発債務

該当事項なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
国債			
第268回利付国債(10年)	2,300,000	2,391,114	91,114
第321回利付国債(10年)	5,000,000	5,009,070	9,070
地方債			
東京都公債第762回	10,000,000	10,238,790	238,790
東京都公債第619回	13,000,000	13,502,619	502,619
広島県平成20年度第5回公債	11,000,000	11,618,992	618,992
合 計	41,300,000	42,760,585	1,460,585

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高 (2011.3.31)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (2012.3.31)	貸借対照表上の 記載区分
科学研究費補助金	文部科学省	0	800,000	800,000	0	-

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高 (2011.3.31)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (2012.3.31)
基金				
井上フィールド'科学研究助成基金	20,000,000	755,633	0	20,755,633
VIP賞運用基金	0	88,822	0	88,822
雪氷災害調査基金	0	723,895	0	723,895
公益事業準備資金	7,513,139	0	2,916,087	4,597,052
合 計	27,513,139	1,568,350	2,916,087	26,165,402

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金額
経常収益への振替額	
井上フィールド'基金助成金交付による振替額	470,420
雪氷災害調査費計上による振替額	247,192
VIP賞副賞費計上による振替額	27,600
合 計	745,212

14. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当事項なし

16. 重要な後発事象

該当事項なし

17. その他

2011年度 収支計算書(案)

(2011年4月1日から2012年3月31日まで)

単位(円)

	2011年度予算額	2011年度決算額	差 異	備 考
I. 事業活動収支の部				
事業活動収入				
1. 基本財産運用収入				
基本財産利息	309,300	309,300	0	
井上基金利息	293,000	293,000	0	
2. 会費収入				
正会員会費	6,792,000	6,428,000	364,000	
特別会員費	550,000	550,000	0	
賛助会員費	3,120,000	2,840,000	280,000	
購読会員費	1,348,000	1,416,000	-68,000	
3. 事業収入				
研究大会収入	3,846,000	3,998,920	-152,920	
研修会収入	710,000	1,014,800	-304,800	
出版収入	2,987,000	2,973,190	13,810	
4. 助成金収入				
科学研究費補助金	900,000	800,000	100,000	
5. 寄付金収入				
雪氷災害調査活動寄付金	500,000	350,000	150,000	
北海道支部運営活動費	0	0	0	
極地雪水分科会	10,000	11,500	-1,500	
雪崩分科会	45,000	62,000	-17,000	
雪氷工学分科会	0	0	0	
6. 雑収入				
中谷奨励賞選考委託	100,000	100,000	0	
受取利息	2,800	1,597	1,203	
雑収入	0	1,779	-1,779	
事業活動収入計	21,513,100	21,150,086	363,014	
事業活動支出				
1. 事業費支出				
調査研究事業	1,411,087	718,452	692,635	
研究会研修会事業	8,155,872	7,414,218	741,654	
出版事業	6,486,600	5,133,667	1,352,933	
2. 管理費支出				
事務費	1,409,380	1,303,704	105,676	
給与等人件費	4,300,000	4,717,507	-417,507	
家賃・共益費	2,922,000	2,922,000	0	
会議費	1,020,000	888,038	131,962	
役員選挙費	0	0	0	
支払い手数料	150,000	126,118	23,882	
雑費	90,433	75,454	14,979	
未収金放棄損	700,000	352,000	348,000	
支部管理費	558,815	243,620	315,195	
事業活動支出計	27,204,187	23,894,778	3,309,409	
事業活動収支差額	-5,691,087	-2,744,692	-2,946,395	
II. 投資活動収支の部				
公益事業資金準備資金取崩収入	5,691,087	5,191,087	500,000	
公益事業資金準備資金繰入支出	0	2,275,000	-2,275,000	
有価証券購入支出	0	36,500	-36,500	
投資活動収支差額	5,691,087	2,879,587	2,811,500	
III. 財務活動収支の部				
財務活動収入	0	0	0	
財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	134,895	-134,895	
前期繰越収支差額	3,317,020	3,016,964	300,056	
次期繰越収支差額	3,317,020	3,151,859	165,161	

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収会費、前受会費、未収金、前払金、仮払金、立替金、未払金、前受金、仮受金及び預り金を含める。
前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	6,090,389	6,798,026
未収会費	1,632,000	1,512,000
未収金	276,224	79,000
前払金	0	136
合 計	7,998,613	8,389,162
前受会費	4,856,000	4,960,000
未払金	63,545	208,095
預り金	62,104	65,208
仮受金	0	4,000
合 計	4,981,649	5,237,303
次期繰越収支差額	3,016,964	3,151,859

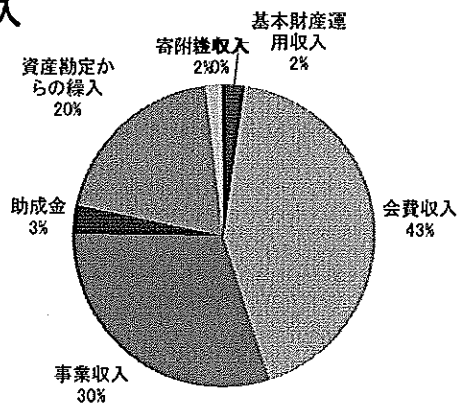
2011年度 雪氷学会全体決算(案)

収入合計 ¥26,341,173
予算比 ¥-863,014

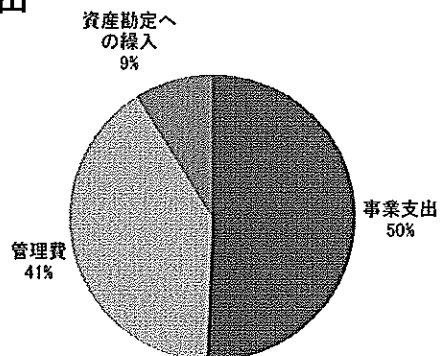
支出合計 ¥26,206,278
予算比 ¥-997,909

収支差額 ¥134,895
予算比 134,895

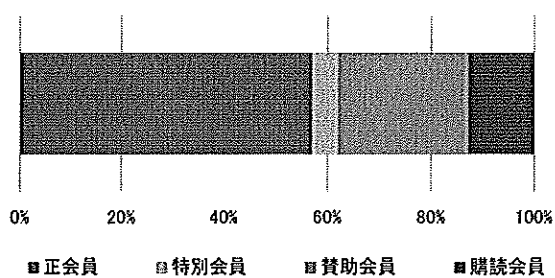
収入



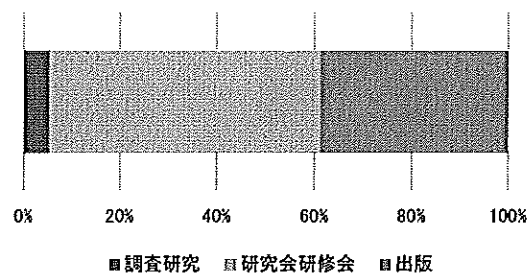
支出



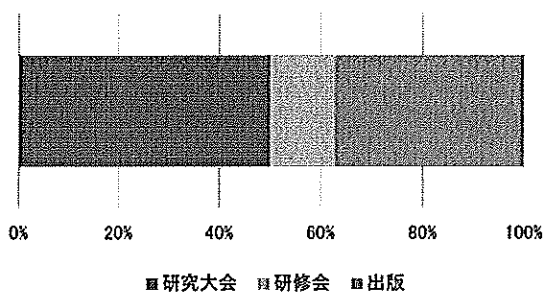
会費収入内訳



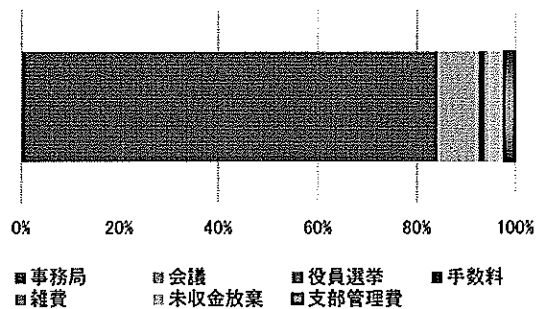
事業支出内訳



事業収入内訳



管理費内訳



(3)監査報告

監 査 報 告 書

公益社団法人 日本雪氷学会

会長 中尾 正義 様

2012 年 5 月 15 日

公益社団法人 日本雪氷学会

監事 上田 豊

監事 丸山 敏介

民法第 59 条と本学会定款の定めにしたがい、2011 年度（2011 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日）における、社団法人日本雪氷学会の会計と業務を監査した結果を報告します。

1. 監査方法

- ・法人財産については、決算報告書、経理関係書類および証拠書類を閲覧・照合するなど、必要と思われる手段によって、経理処理と財産管理の正確性・的確性を検討した。
- ・理事の業務執行状況については、理事会へのオブザーバー出席や各種事業に関わる書類の閲覧などによって、その適法性・妥当性を検討した。

2. 監査結果

- ・経理および財産管理については、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録の記載は会計帳簿等の記載と一致し、適正に執行されたことを証する。
- ・理事の業務執行および組織の運営については、法令や学会定款に背く不適正な行為はなく、また各委員会の業務も適切に行われたことを認める。

監事署名

上田 豊  印

監事署名

丸山 敏介  印

第2号議案 2012年度事業計画及びこれに伴う収支予算について

(1)事業計画

公益社団法人日本雪氷学会 2012年度 事業計画書

(1/2)

事業分類	事業小分類	事業名	担当
1調査・研究	調査	北海道支部 雪氷災害調査チームによる調査	北海道
		関東以西支部 雪氷調査	関東以西
		雪氷化学分科会 雪合宿の実施	雪氷化学
		除染処理への凍土利用の後援	凍土
	研究	ワーキンググループによる研究計画の検討・極地雪氷用語集の改訂	極地雪氷
		井上フィールド科学研究基金による研究助成	本部(学術)
		氷河の研究・調査活動に対する援助と啓蒙	氷河情報センター
		世界各地の氷河研究に関する資料等の収集	氷河情報センター
		雪崩分科会 研究会の開催	雪崩
		雪崩分科会員に対する研究協力	雪崩
		衛星観測分科会員に対する研究協力	衛星観測
		衛星観測分科会 衛星・海水用語の見直し	衛星観測
		2012年度雪氷研究大会(福山)の開催(日本雪工学会と合同)	本部(事業)
		公開シンポジウムの開催(科研費補助事業「雪氷楽in福山」)	本部(事業)
		日本地球惑星科学連合2012大会レギュラーセッションの開催	本部(事業)
		北海道支部研究発表会の開催(札幌市)	北海道
		東北支部 研究発表会の開催(八戸市)	東北
2研究会研修会	研究発表会	北信越支部研究発表会・製品発表討論会(加賀市)	北信越
		凍土に関連する研究発表会の開催・後援	凍土
		雪氷物性シンポジウム2012の開催	雪氷物性
		気象水文分科会研究セッションの開催	気象水文
	研修会等	第23回雪崩対策の基礎技術研修会の開催	本部(事業)
		全国山岳・スキー場雪崩安全セミナーの開催	本部(事業)
		北海道支部 地域講演会の開催	北海道
		北海道支部 雪氷関連行事の共催・後援	北海道
		東北支部 特別講演会の開催(八戸市)	東北
		東北支部 見学会または雪に関する講習会の開催(1カ所)	東北
		北信越支部 講演会の開催(2回)	北信越
		北信越支部 見学会の開催(1回)	北信越
		北信越支部 学習会の開催(新潟, 長野, 富山, 石川, 福井地区で計5回)	北信越
		北信越支部 講習会の開催(1回)	北信越
		関東以西支部 関西分會学習会(1回)	関東以西
		関東以西支部 積雪観測講習会(4回)	関東以西
		関東以西支部 関東分會雪氷サロン(1回)	関東以西
		氷河情報センター シンポジウム「日本の多年性雪渓と氷河」の開催	氷河情報センター
		極地雪氷分科会 オーガナイズドセッションの開催(総会時)	極地雪氷
		凍土分科会 講演会・セミナーの開催・後援	凍土
		衛星観測分科会 講演会の開催	衛星観測
		雪氷工学分科会 講演会の開催	雪氷工学
		雪氷化学分科会 講演会の開催	雪氷化学
		吹雪分科会 講演会の開催	吹雪
	普及・啓発	国際地学オリンピック日本大会協賛	本部(学術)
		社会貢献活動(展示物作成・巡回展キットの貸出し)	本部(広報)
		「日本の雪と氷の百選」担当組織検討	本部(広報)
		ホームページの運営・改善	本部(電子情報)
		2012年度以降の全国大会講演申込・参加登録・予稿集の公開システムの検討	本部(電子情報)
		北海道支部 ホームページの運営・管理	北海道
		北海道支部 社会貢献事業(雪氷教育)の実施	北海道
		東北支部 一般向け講演会(1カ所)	東北
		北信越支部 ホームページの運営	北信越
		北信越支部 教育普及に関する企画事業の開催(1回)	北信越
		関東以西支部 IT環境整備	関東以西
		関東以西支部 2012年度雪氷研究大会準備活動	関東以西
		氷河情報センター 雑誌「雪氷」ならびにWEBを通じての情報提供	氷河情報センター
		極地雪氷分科会 ホームページによる情報発信ならびにホームページの充実	極地雪氷
		凍土分科会 ホームページ・メーリングリストの運営	凍土
		雪崩分科会 ホームページの充実と活用	雪崩
		雪崩分科会 メーリングリストの活用	雪崩
		衛星データ利用情報の提供	衛星観測
		衛星観測分科会 メーリングリストの運用	衛星観測
		雪氷工学に関する情報交換	雪氷工学
		「雪氷工学関連リスト」の作成	雪氷工学
		雪氷化学分科会ホームページの運営	雪氷化学
		気象水文分科会メーリングリスト(兼会員名簿)の運用	気象水文
		気象水文分科会ホームページ公開・充実	気象水文
		吹雪分科会メーリングリストの運用	吹雪
		吹雪分科会ホームページの運用	吹雪

公益社団法人日本雪氷学会 2012年度 事業計画書

(2/2)

事業分類	事業小分類	事業名	担当
2研究会研修会	褒賞	学会賞の選考・表彰	本部(学術)
		中谷宇吉郎科学奨励賞の候補者推薦	本部(学術)
		北海道支部雪氷賞の表彰	北海道
		2012年度東北雪氷賞の表彰	東北
		東北雪氷賞選考委員会の開催	東北
		2012年度北信越支部賞の表彰	北信越
3出版事業	学会誌	「雪氷」74巻3～6号, 75巻1～2号の刊行	本部(雪氷編集)
		「Bulletin of Glaciological Research (BGR)」Vol.30の刊行	本部(BGR編集)
	支部等機関誌	北海道支部機関誌「北海道の雪氷」31号の刊行	北海道
		北海道支部ニュースレターの刊行(2～3回)	北海道
		東北支部機関誌「東北の雪と生活」27号の刊行	東北
		東北支部ニュースレターの刊行(2～3回)	東北
		北信越支部機関誌「雪氷北信越」32号の刊行	北信越
		関東以西支部機関誌「雪氷フォーラム」10号の原稿作成	関東以西
		関東以西支部ニュースレターの原稿作成(1回)	関東以西
		雪崩分科会 ニュースレターの発行	雪崩
	その他出版物	新版「雪氷辞典」の編集・刊行	本部(事業)
		氷河情報センター 雪氷辞典改訂への協力	氷河情報センター
4その他	管理事項	2012年度通常総会, 理事会並びにその他会合の開催	本部(総務)
		北海道支部総会の開催(札幌市)	北海道
		北海道支部理事会、評議員会など会議の開催	北海道
		東北支部理事会の開催(八戸市)	東北
		東北支部総会の開催(八戸市)	東北
		北信越支部理事・幹事合同会議の開催	北信越
		北信越支部顧問・評議員会の開催	北信越
		関東以西支部総会の開催(東京)	関東以西
		関東以西支部役員会の開催(3～4回)	関東以西
		極地雪氷分科会総会の開催	極地雪氷
		凍土分科会総会の開催	凍土
		雪崩分科会総会の開催	雪崩
		雪氷物性分科会総会の開催	雪氷物性
		衛星観測分科会総会の開催	衛星観測
		雪氷工学分科会総会の開催	雪氷工学
		雪氷化学分科会総会の開催	雪氷化学
		気象水文分科会総会の開催	気象水文
		吹雪分科会総会の開催	吹雪

(2)収支予算

2012年度収支予算書(案)
(2012年4月1日から2013年3月31日まで)

単位(円)

	2012年度予算額	2011年度予算額	増減
I. 事業活動収支の部			
事業活動収入			
1. 基本財産運用収入			
基本財産利息	294,300	309,300	-15,000
2. 特定資産運用収入			
井上基金利息	293,000	293,000	0
3. 会費収入			
正会員費会費	6,684,000	6,792,000	-108,000
特別会員費	550,000	550,000	0
賛助会員費	2,780,000	3,120,000	-340,000
購読会員費	1,180,000	1,348,000	-168,000
4. 事業収入			
研究大会収入	3,698,000	3,846,000	-148,000
研修会収入	1,060,000	710,000	350,000
出版収入	3,117,000	2,987,000	130,000
5. 助成金収入			
科学研究費補助金	0	900,000	-900,000
6. 寄付金収入			
雪氷災害調査活動寄付金	0	500,000	-500,000
雪崩分科会	45,000	45,000	0
極地雪氷分科会	10,000	10,000	0
7. 雑収入			
中谷奨励賞選考委託	100,000	100,000	0
受取利息	1,600	2,800	-1,200
事業活動収入計	19,812,900	21,513,100	-1,700,200
事業活動支出			
1. 事業費支出			
調査研究事業	1,413,895	1,411,087	2,808
研究会研修会事業	7,859,091	8,155,872	-296,781
出版事業	5,982,650	6,486,600	-503,950
2. 管理費支出			
事務費	1,339,380	1,409,380	-70,000
給与等人件費	4,300,000	4,300,000	0
家賃・共益費	2,922,000	2,922,000	0
会議費	730,000	1,020,000	-290,000
役員選挙費	140,000	0	140,000
支払い手数料	150,000	150,000	0
雑費	100,000	90,433	9,567
未収金放棄損	700,000	700,000	0
支部管理費	503,000	558,815	-55,815
事業活動支出計	26,140,016	27,204,187	-1,064,171
事業活動収支差額	-6,327,116	-5,691,087	-636,029
II. 投資活動収支の部			
投資活動収入	0	0	0
投資活動支出	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III. 財務活動収支の部			
公益事業準備資金取崩収入	4,440,195	5,691,087	-1,250,892
公益事業準備資金繰入支出	0	0	0
財務活動収支差額	4,440,195	5,691,087	-1,250,892
当期収支差額	-1,886,921	0	-1,886,921
前期繰越収支差額	3,181,476	3,317,020	-135,544
次期繰越収支差額	1,294,555	3,317,020	-2,022,465

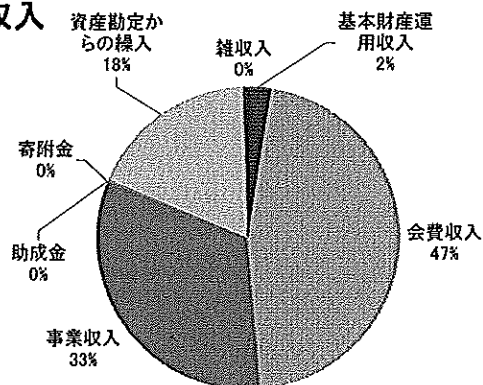
2012年度 日本雪氷学会全体予算(案)

収入合計 ¥24,253,095
前年度比 ¥-2,951,092

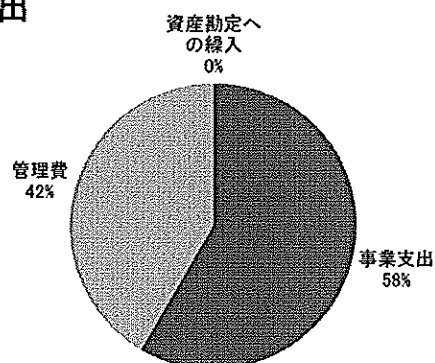
支出合計 ¥26,140,016
前年度比 ¥-1,064,171

収支差額 ¥-1,886,921
前年度比 -1,886,921

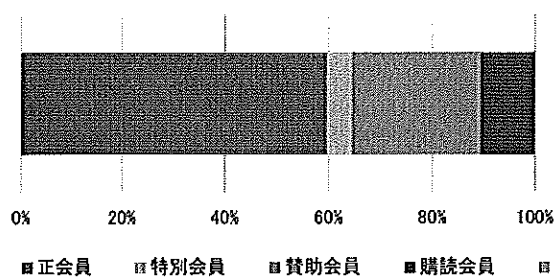
収入



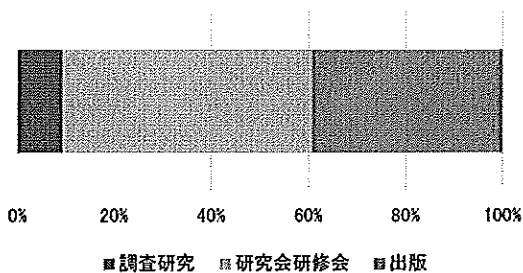
支出



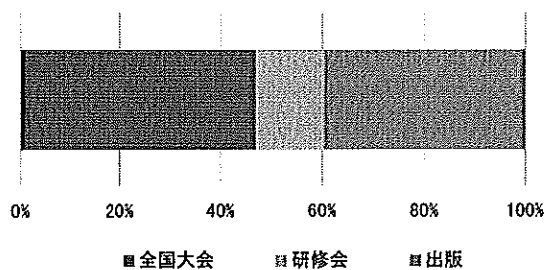
会費収入内訳



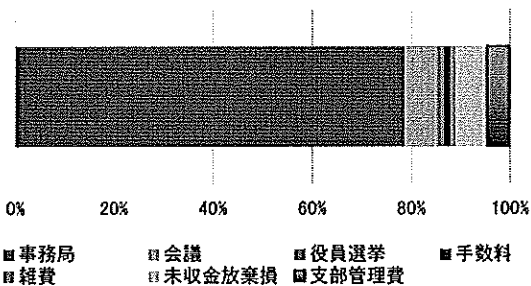
事業支出内訳

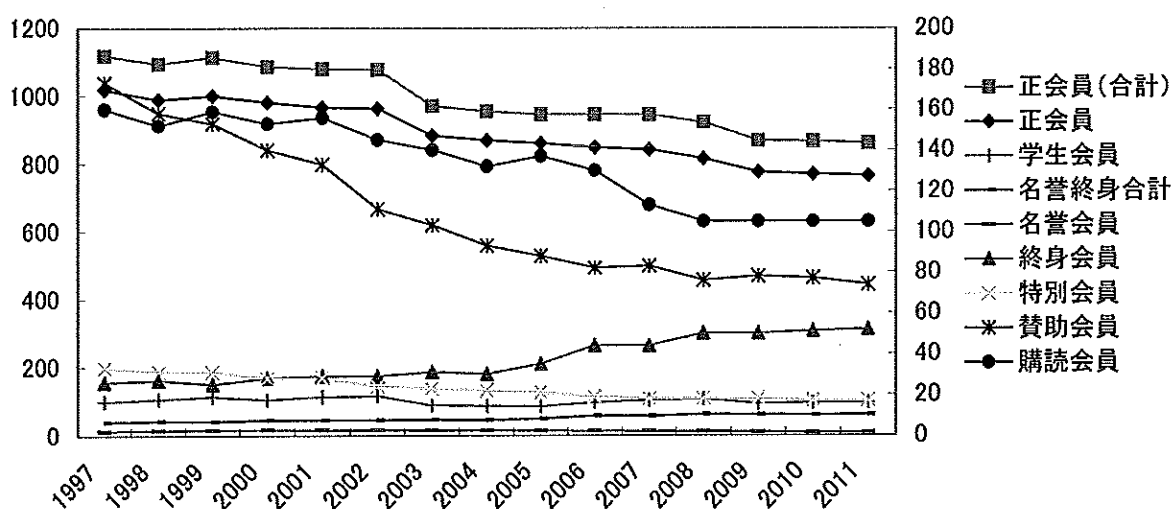
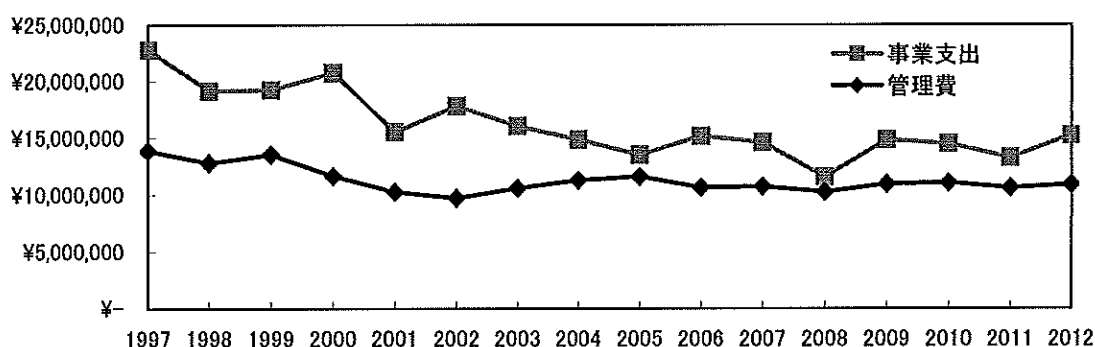
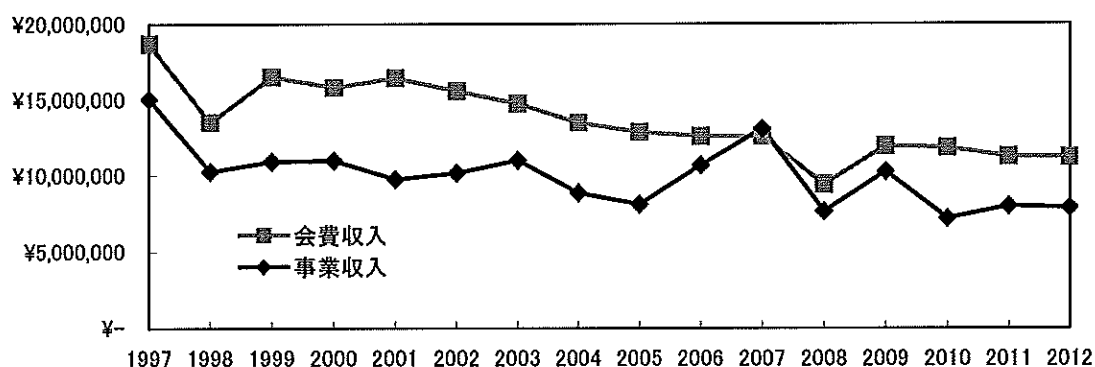


事業収入内訳



管理費内訳





会員数(年度末)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
正会員(合計)	1118	1095	1114	1086	1080	1078	970	954	945	945	944	922	867	865	860
正会員	1018	989	1000	981	966	962	882	868	860	848	841	815	775	769	764
学生会員	100	106	114	105	114	116	88	86	85	97	103	107	92	96	96
名誉終身合計	39	42	41	45	45	45	46	45	49	57	56	61	60	59	60
名誉会員	13	15	16	17	16	16	15	15	14	13	12	11	10	8	8
終身会員	26	27	25	28	29	29	31	30	35	44	44	50	50	51	52
特別会員	33	31	31	28	28	24	23	22	21	19	18	18	18	17	17
賛助会員	173	158	153	140	133	111	103	93	88	82	83	76	78	77	74
購読会員	160	152	159	153	156	145	140	132	137	130	113	105	105	105	105

(公益社団法人日本雪氷学会 2012 年度通常総会第 3 号議案別紙)

定款変更案

新	旧
(召集) 第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。	(召集) 第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
(決議) 第 18 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席のもと、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。	(決議) 第 18 条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上の出席のもと、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (6) 会員の除名 (7) 監事の解任 (8) 定款の変更 (9) 解散 (10) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
(権限) 第 28 条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務遂行の決定 (2) 会員総会に付議すべき事項の決定 (3) 理事の職務の執行の監督 (4) 会長及び執行理事の選定及び解職	(権限) 第 28 条 理事会は、次の職務を行う。 (5) この法人の業務遂行の決定 (6) 会員総会に付議すべき事項の決定 (7) 理事の職務の執行の監督 (8) 会長及び専任理事の選定及び解職
(召集) 第 29 条 理事会は、会長が招集する。ただし、各理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	(召集) 第 29 条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

附 則	附 則
1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人設立当初の役員は次のとおりとし、<u>第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、理事の任期は、設立の日から平成 24 年の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</u> 理事(会長) 中尾正義、 理事 西尾文彦、阿部 修、高橋修平、鈴木啓助、青木輝夫、飯倉茂弘、石本敬志、磯崎正則、牛尾収輝、川嶋高志、熊倉俊郎、兒玉裕二、竹内由香里、苔米地司、原田鉦一郎、古川義純、宮崎伸夫、山口 悟 監事 上田 豊、丸山敏介 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u>	1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人設立当初の役員は次のとおりとし、<u>第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その任期は、設立の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</u> 理事(会長) 中尾正義、 理事 西尾文彦、阿部 修、高橋修平、鈴木啓助、青木輝夫、飯倉茂弘、石本敬志、磯崎正則、牛尾収輝、川嶋高志、熊倉俊郎、兒玉裕二、竹内由香里、苔米地司、原田鉦一郎、古川義純、宮崎伸夫、山口 悟 監事 上田 豊、丸山敏介 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、<u>第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u>

公益社団法人 日本雪氷学会定款（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本雪氷学会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、公益社団法人日本雪氷学会定款施行細則で定める地に支部を設ける。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、雪氷学についての発表・知識の交換・情報の提供並びに国内・国外の関係学会との協力によって、雪氷学の進歩を図り、もって学術および科学技術の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 雪氷及び寒冷に関する調査、研究、助成や研究会、講演会、展示会等の開催、表彰、普及・啓発活動、会誌その他資料の刊行
- (2) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項のすべての事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に対し特に功勞のあった正会員のうちから、総会の議決をもって推薦する者
- (3) 終身会員 10年以上この法人の正会員であつて、かつ満75歳以上の者
- (4) 特別会員 この法人の目的事業を賛助する国の機関及び地方自治体
- (5) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助する個人並びに法人又は団体
- (6) 購読会員 この法人の定期刊行物を予約購読

する法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の議決によって当該会員を除名することができる。ただし、会員総会の採決に先立って当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡、又は当該会員たる法人が解散したとき。
- (3) その他資格を喪失すべき正当な事由があるとき。

第4章 会員総会

（構成）

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第12条 会員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) この定款の施行に必要な、細則類の制定及び改廃
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年1回事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 会員総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、会員総会に出席できない正会員で、当該議事につき他の出席正会員に表決を委任した者及び書面によって決議に参加したものは出席とみなす。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席のもと、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上、20名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、12名以内を執行理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、正会員の中から会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定め

るところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務遂行の決定
 - (2) 会員総会に付議すべき事項の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長及び執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。ただし、各理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、速やかに理事会を会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、

各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第30条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び分科会

(委員会)

- 第33条 この法人は、その目的達成の必要に応じ、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

(分科会)

- 第34条 この法人は、学術研究の発展のため必要に応じ、理事会の議決を経て分科会を設けることができる。

第8章 事務局

(設置等)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、この法人は事務局を設けることができる。
- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

- 第36条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会が定めた財産とする。
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分をするときは、あらかじめ理事会および会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書は、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定めら

れた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的所得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び会員総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人設立当初の役員は次のとおりとし、第24条第1項の規定にかかわらず、理事の任期は、設立の日から平成24年の事業年度に関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

理事(会長) 中尾正義、

理事 西尾文彦、阿部 修、高橋修平、鈴木啓助、青木輝夫、飯倉茂弘、石本敬志、磯崎正則、牛尾収輝、川嶋高志、熊倉俊郎、兒玉裕二、

竹内由香里, 苔米地 司, 原田鉦一郎, 古川義純,
宮崎伸夫, 山口 悟
監事 上田 豊, 丸山敏介

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(公益社団法人日本雪氷学会 2012 年度通常総会第 4 号議案別紙)

定款施行細則変更案

新	旧
第 1 条 この細則は、公益社団法人日本雪氷学会（以下「法人」という）定款第 45 条の規定により、定款の施行に必要な事項を定める。	第 1 条 社団法人日本雪氷学会の機構、業務の運営、会務の分掌、職制等の定款施行に必要な事項は、他の規則規定に定めるもののほかこの細則の定めるところによる。
第 2 条 この法人の会員になろうとする者は、法人所定の入会申込書に必要事項を記入し、1 ケ年分以上の会費を添えて、会長に提出する。	第 3 条 この法人に会員（名誉会員および終身会員を除く）として入会を希望する者は、法人所定の入会申込書に必要事項を記入し、1 ケ年分以上の会費を添えて、会長に提出する。
第 3 条 正会員は、細則第 5 条に定める会費を前納することにより、当年度刊行の会誌の配布を受ける。また資料の優先的配布を受けることができる。 2 特別会員および賛助会員は、会誌 1 部の他会費の等級により追加部数の配布を希望により受け付けることができる。また、この法人に対し研究調査を委託できる。 3 購読会員は会誌 1 部の配布を受ける。	第 5 条 正会員（学生を含む）は、細則第 7 条に定める会費を前納することにより、当年度刊行の会誌「雪氷」の配布を受ける。また、資料の優先的配布を受けることができる。 2 特別会員および賛助会員は、会誌 1 部のほか希望により会費の等級により追加部数の配布を受けることができる。また、この法人に対し研究調査を委託することができる。 3 購読会員は会誌 1 部の配布を受ける。
第 4 条 会員は入会申込書記載事項に変更があった場合には速やかに事務局に届け出なければならない。	第 6 条 会員は入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに事務局に届け出なければならない。
第 5 条 この法人の会費は年額下記のとおりとする。 (1) 正会員 8,000 円 (ただし、名誉会員、終身会員は免除、学生は 4,000 円) (2) 特別会員および賛助会員 特 A 130,000 円 特 B 110,000 円 1 級 70,000 円 2 級 50,000 円 3 級 30,000 円 (3) 購読会員 12,000 円 2 正会員は会費を前年度内に納付しなければならない。 3 特別会員・賛助会員・購読会員は会費を当年度内に納付しなければならない。	第 7 条 この法人の会費は年額下記のとおりとする。 (1) 正会員 8,000 円 (ただし、学生は 4,000 円) (2) 特別会員および賛助会員 特 A 130,000 円 特 B 110,000 円 1 級 70,000 円 2 級 50,000 円 3 級 30,000 円 (3) 購読会員 12,000 円 2 終身会員および名誉会員の会費は免除する。 3 正会員は会費を前年度内に納付しなければならない。 4 特別会員・賛助会員・購読会員は会費を当年度内に納付しなければならない。
第 6 条 会費の滞納が満 1 ケ年間に及ぶときは、滞納会費を納入するまで会誌の配布を停止する。	第 8 条 会費の滞納が満 1 ケ年間に及ぶときは、滞納会費を納入するまで会誌の配布を停止する。
第 7 条 会誌の送付先が海外である会員は、会誌の航空郵便料を追加納入しなければならない。ただし、購読会員はこの限りではない。	第 9 条 外国在住会員、外国賛助会員は、会誌の航空郵便料を追加納入しなければならない。

第8条 この法人は、会誌「雪氷」を年6回奇数月に発行する。 2 「雪氷」の投稿規定、執筆要領等の編集・出版に関することは別に定める。	第10条 この法人は、会誌「雪氷」を年6回発行し、発行の月は奇数月とする。 2 「雪氷」には、原著論文、法人記事、会告その他会員の参考となる事項等を掲載する。
第9条 不定期の会誌および会誌以外の資料の刊行については、その都度理事会で定める。	第11条 不定期の会誌および会誌以外の資料の刊行については、その都度理事会が刊行方法を定める。
第10条 役員は、正会員のうちから、選挙権のある正会員による投票を行って、会員総会の議決によって選任する。	第12条 会長、副会長のほか、支部長を理事とする。 2 役員の選出は次の各号による。 (1) 会長、理事（会長および支部長を除く）ならびに監事は、正会員のうちから、全国の正会員の投票によって選出する。 (2) 副会長は理事の互選により定める。
第11条 選挙を行う年の1月1日現在の正会員は役員の選挙権を有する。	第13条 役員の選挙を行なう年の1月1日現在の正会員は役員の選挙権を有する。
第12条 役員選挙を行うための選挙管理委員会を投票期日の30日前までに置く。	第14条 役員の選挙を行なうため、選挙期日の30日前までに選挙管理委員会を置く。
第13条 選挙管理委員会は、会長が委嘱した5名の選挙管理委員をもって構成する。 2 選挙管理委員会の代表である選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって定める。	第15条 選挙管理委員会は、5名の選挙管理委員をもって構成する。 2 選挙管理委員は、会長が委嘱する。 3 選挙管理委員は、互選によって選挙管理委員長を定める。 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表する。
第14条 選挙管理委員会は次の事項を行う。 (1) 選挙の告示 (2) 選挙権、被選挙権の認定 (3) 投票用紙の作成、保管および交付 (4) 投票の管理、開票および得票順位の確定 (5) 開票結果の会員総会での報告 (6) その他の選挙の事務	第16条 選挙管理委員会は次の事項を行なう。 (1) 選挙の告示。 (2) 選挙権、被選挙権の認定。 (3) 投票用紙の作成、保管および交付。 (4) 投票の管理、開票、<u>当選者の決定</u>および当選者への通知。 (5) その他選挙の事務。
第15条 正会員は、選挙管理委員会が告示する開票の場所において役員選挙の開票に立ち会うことができる。	第17条 正会員は、選挙管理委員会の告示する開票の場所において役員選挙の開票に立ち会うことができる。
第16条 役員の選挙は、選挙管理委員会が選挙の期日を告知し、有権者の郵送による投票によって行う。 2 選挙管理委員会は、開票の結果、得票の多い者から順に順位を決定する。 3 最下位に相当する候補者の得票が同数の時は、年長者を当選者とする。 4 投票総数が役員の選挙権を有する正会員数の5分の1を超えるとき、選挙は成立する。	第18条 役員（支部長を除く）の選挙は、選挙管理委員会が選挙の期日を告示し、有権者の郵送による投票によって行なう。 2 選挙管理委員会は、開票の結果、得票の多い者から順次当選者を決定する。 3 最下位当選者に相当する得票同数のときは、年長者を当選者とする。 4 投票総数が正会員数の5分の1を超えるとき選挙は成立する。
第17条 役員の候補者は、入会後2年以上を経過した正会員であって、次の各項のいずれかに該当する者とする。ただし、連続する2期を超えて同一役職（理事、監事）の候補者となることはできない。	第19条 役員（支部長を除く）の候補者は、入会後2年以上を経過した正会員であって、次の各項のいずれかに該当するものとする。ただし、連続する2期を越えて同一役職（会長、理事、監事）の候補者となることはできない。

(1) 立候補した者 (2) 正会員が推薦した者 (3) 理事会が推薦した者 (4) 支部が推薦した者	(1) 立候補した者. (2) 正会員の推薦した者. (3) 理事会の推薦した者.
第18条 理事会は選挙の前年の12月末日までに立候補者、推薦候補者を募り、1月末日までに立候補者および推薦立候補者を定める。	第20条 理事会は選挙の前年の12月末日までに立候補者、推薦候補者を募り、1月末日までに立候補者および推薦候補者を定める。
第19条 選挙管理委員会は、立候補者および推薦立候補者を有権者に通知し、2月末日までに選挙を実施する。	第21条 選挙管理委員会は、立候補者および推薦候補者を通知し、2月末日までに選挙を実施する。
第20条 選挙の投票は、無記名連記とする。ただし、公示された候補者以外の正会員（第17条本文前段の制限を受ける）に対する投票も有効とする。	第22条 選挙の投票は、無記名連記とする。公示された候補者以外の正会員（ただし、第19条本文前段の制限を受ける）に対する投票も有効とする。
第21条 役員の任期の開始は、選挙後最初の会員総会以後とする。	第23条 役員の任期は、通常総会以後とし、新理事はこれまでの間に副会長の互選を行なう。
第22条 この法人には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。 (1) 総務委員会 ・会員の入退会、役員選挙等に関する事項 ・総会、理事会等に関する事項 ・規程の制定および改廃の起案に関する事項 ・公益社団法人の法務・登記に関する事項 ・事務局職員の労務・給与に関する事項 ・その他総務に関する事項 (2) 財務委員会 ・金銭の経理と保管に関する事項 ・会費の徴収に関する事項 ・財務諸表の作成に関する事項 ・基本財産・運用財産の管理に関する事項 ・財務の強化、寄付金の募集・受け入れに関する事項 ・その他会計事務に関する事項 (3) 学術委員会 ・学会が行う学術調査・研究に関わる事項 ・内外の研究団体等との対応に関する事項 ・学会賞の選考に関する事項 ・他の学協会等への推薦に関する事項 ・刊行物に関する調査、発送、残部の保管、雑誌等の保管に関する事項 ・井上フィールド科学研究基金の運用に関する事項 (4) 事業委員会	第28条 この法人には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。 (1) 総務委員会 ・会員の入退会、役員選挙等に関する事項 ・総会、理事会等に関する事項 ・規程の制定および改廃の起案に関する事項 ・公益社団法人の法務・登記に関する事項 ・事務局職員の労務・給与に関する事項 ・その他総務に関する事項 (2) 財務委員会 ・金銭の経理と保管に関する事項 ・会費の徴収に関する事項 ・財務諸表の作成に関する事項 ・基本財産・運用財産の管理に関する事項 ・財務の強化、寄付金の募集・受け入れに関する事項 ・会費に関する事項 ・その他会計事務に関する事項 (3) 学術委員会 ・学会が行う学術調査・研究に関わる事項 ・内外の研究団体等との対応に関する事項 ・学会賞の選考に関する事項 ・他の学協会等への推薦に関する事項 ・刊行物に関する調査、発送、残部の保管、雑誌等の保管に関する事項 ・井上フィールド科学研究基金の運用に関する事項

・大会、学術講演会、その他の事業に関する事項 ・共催、協賛、後援に関する事項 (5) 編集委員会 ・会誌「雪氷」の編集・刊行に関する事項 (6) BGR編集委員会 ・BGR(英文誌)の編集・刊行に関する事項 (7) 広報委員会 ・学会活動の広報および雪氷技術の普及に関する事項 ・雪氷ダイレクトリーの編集・刊行に関する事項 ・会誌「雪氷」および雪氷ダイレクトリーに掲載する広告の募集に関する事項 (8) 電子情報委員会 ・学会ホームページおよびメーリングリストの運営・維持に関する事項 ・学術データベースの公開に関する事項 ・その他電子情報による学会の活動に関する事項	・大会、学術講演会、その他の事業に関する事項 ・共催、協賛、後援に関する事項 (5) 編集委員会 ・会誌「雪氷」の編集・刊行に関する事項 (6) 広報委員会 ・学会活動の広報および雪氷技術の普及に関する事項 ・雪氷ダイレクトリーの編集・刊行に関する事項 ・会誌「雪氷」および雪氷ダイレクトリーに掲載する広告の募集に関する事項 (7) BGR編集委員会 ・BGR(英文誌)の編集・刊行に関する事項 (8) 電子情報委員会 ・学会ホームページおよびメーリングリストの運営・維持に関する事項 ・学術データベースの公開に関する事項 ・その他電子情報による学会の活動に関する事項
第23条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は執行理事として理事の中から理事会において選任する。 2 委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。 3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。	第29条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は理事の中から理事会において選任する。 2 委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。 3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。
第24条 委員会の運営については、それぞれ別に定めることとし、その制定または変更については、理事会の承認を得るものとする。	第30条 委員会の運営については、それぞれ別に定める。
第25条 この法人には、次の各地区に支部を置く。 (1) 北海道支部 北海道 (2) 東北 支部 福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県 (3) 北信越支部 <u>長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、</u> (4) 関東・中部・西日本支部 上記を除く国内の地域	第36条 この法人には、次の各地区に支部を置く。 (1) 北海道支部 北海道 (2) 東北 支部 福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県 (3) 北信越支部 <u>新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県</u> (4) 関東・中部・西日本支部 上記を除く国内の地域
第26条 支部は、<u>定款第3条に定めた</u>この法人の目的達成に必要な次の事項を行う。 (1) 支部独自の学術調査・研究その他関連事項。 (2) 支部に属する会員相互の連携。 (3) その他支部規程に定めた事項。	第37条 支部は、この法人の目的達成に必要な次の事項を行う。 (1) 支部独自の学術調査・研究その他関連事項。 (2) <u>会務の執行について、理事会が委嘱し、または承認した事項。</u> (3) 支部に属する会員相互の連絡。 (4) その他支部規程に定めた事項。
第27条 支部には次の役員をおく。	第39条 支部には支部長、監事のほか別に定める

支部長 1名 支部理事 若干名	役員を置く。
第28条 支部長は、定款第20条に定める理事の中から理事会において選出する。	第40条 支部の役員は、支部総会において選任する。
第29条 支部の運営については、別に定めることとし、その制定または変更については、理事会の承認を得るものとする。	第43条 支部の運営については、別に規定を定めることとし、その制定または変更については理事会の承認を得るものとする。
第30条 この法人は、それぞれの研究分野における会員相互の研鑽と連携を図り、その分野の一層の発展に寄与するために以下の分科会等をおく。 ・氷河情報センター ・極地雪氷分科会 ・凍土分科会 ・雪崩分科会 ・雪氷物性分科会 ・衛星観測分科会 ・雪氷工学分科会 ・雪氷化学分科会 ・気象水文分科会 ・吹雪分科会	第31条 この法人は、それぞれの研究分野における会員相互の研鑽と連携を図り、その分野の一層の発展に寄与するために以下の分科会等をおく。 ・氷河情報センター ・極地雪氷分科会 ・凍土分科会 ・雪崩分科会 ・雪氷物性分科会 ・衛星観測分科会 ・雪氷工学分科会 ・雪氷化学分科会 ・気象水文分科会 ・吹雪分科会
第31条 分科会の解散および運営内規の制定、変更については、理事会の承認を得るものとする。	第35条 分科会の解散および運営内規の制定、変更については、理事会の承認を得なければならない。
第32条 この法人の事務局に職員をおく。	第44条 この法人の事務局に職員をおく。
第33条 職員の給与、服務に関しては別に定める内規による。	第45条 職員の給与、服務に関しては別に定める内規による。
第34条 本細則の制定および変更は、理事会および <u>会員</u> 総会の議決を経るものとする。	第2条 この細則の制定および変更は、理事会および総会の議決を経るものとする。
附則 この細則は、公益社団法人の設立登記の日より施行する。	附 則 この細則は、平成5年10月18日より施行する。 この細則は、平成9年4月1日より改正する。 この細則は、平成15年5月30日より改正する。 この細則は、平成17年5月27日より改正する。 この細則は 平成21年5月21日より改正する。

公益社団法人 日本雪氷学会 定款施行細則

第1章 目的

第1条 この細則は、公益社団法人日本雪氷学会（以下「法人」という）定款第45条の規定により、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 会員

第2条 この法人の会員になろうとする者は、法人所定の入会申込書に必要な事項を記入し、1ヶ年分以上の会費を添えて、会長に提出する。

第3条 正会員は、細則第5条に定める会費を前納することにより、当年度刊行の会誌の配布を受ける。また資料の優先的配布を受けることができる。

2 特別会員および賛助会員は、会誌1部の他会費の等級により追加部数の配布を希望により受けることができる。また、この法人に対し研究調査を委託できる。

3 購読会員は会誌1部の配布を受ける

第4条 会員は入会申込書記載事項に変更があった場合には速やかに事務局に届け出なければならない。

第3章 会費

第5条 この法人の会費は年額下記のとおりとする。

(1) 正会員 8,000 円
(ただし、終身会員、名誉会員の会費は免除、学生は4,000 円)

(2) 特別会員および賛助会員

特A 130,000 円

特B 110,000 円

1級 70,000 円

2級 50,000 円

3級 30,000 円

(3) 購読会員 12,000 円

2 正会員は会費を前年度内に納付しなければならない。

3 特別会員・賛助会員・購読会員は会費を当年度内に納付しなければならない。

第6条 会費の滞納が満1ヶ年間に及ぶときは、滞納会費を納入するまで会誌の配布を停止する。

第7条 会誌の送付先が海外である会員は、会誌の航空郵便料を追加納入しなければならない。ただし、購

読会員はこの限りではない。

第4章 会誌その他の刊行物

第8条 この法人は、会誌「雪氷」を年6回奇数月に発行する。

2 「雪氷」の投稿規定、執筆要領等の編集・出版に関することは別に定める。

第9条 不定期の会誌および会誌以外の資料の刊行については、その都度理事会で定める。

第5章 役員の選任

第10条 役員は、正会員のうちから、選挙権のある正会員による投票を行って、会員総会の議決によって選任する。

第11条 選挙を行う年の1月1日現在の正会員は役員の選挙権を有する。

第12条 役員選挙を行うための選挙管理委員会を投票期日の30日前までに置く。

第13条 選挙管理委員会は、会長が委嘱した5名の選挙管理委員をもって構成する。

2 選挙管理委員会の代表である選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

第14条 選挙管理委員会は次の事項を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙権、被選挙権の認定

(3) 投票用紙の作成、保管および交付

(4) 投票の管理、開票および得票順位の確定

(5) 開票結果の会員総会での報告

(6) その他の選挙の事務

第15条 正会員は、選挙管理委員会が告示する開票の場所において役員選挙の開票に立ち会うことができる。

第16条 役員の選挙は、選挙管理委員会が選挙の期日を告示し、有権者の郵送による投票によって行う。

2 選挙管理委員会は、開票の結果、得票の多い者から順に順位を決定する。

3 最下位に相当する候補者の得票が同数の時は、年長者を上順位とする。

4 投票総数が役員の選挙権を有する正会員数の5分の1を超えるとき、選挙は成立する。

第17条 役員の候補者は、入会後2年以上を経過した正会員であって、次の各項のいずれかに該当する者とする。ただし、連続する2期を超えて同一役職（理事、監事）の候補者となることはできない。

- (1) 立候補した者
- (2) 正会員が推薦した者
- (3) 理事会が推薦した者
- (4) 支部が推薦した者

第18条 理事会は選挙の前年の12月末日までに立候補者、推薦候補者を募り、1月末日までに立候補者および推薦立候補者を決める。

第19条 選挙管理委員会は、立候補者および推薦立候補者を有権者に通知し、2月末日までに選挙を実施する。

第20条 選挙の投票は、無記名連記とする。ただし、公示された候補者以外の正会員（第17条本文前段の制限を受ける）に対する投票も有効とする。

第21条 役員の任期の開始は、選挙後最初の会員総会以後とする。

第6章 委員会

第22条 この法人には、会務の円滑な執行のため次の分掌の委員会を置く。

(1) 総務委員会

- ・会員の入退会、役員選挙等に関する事項
- ・総会、理事会等に関する事項
- ・規程の制定および改廃の起案に関する事項
- ・公益社団法人の法務・登記に関する事項
- ・事務局職員の労務・給与に関する事項
- ・その他総務に関する事項

(2) 財務委員会

- ・金銭の経理と保管に関する事項
- ・会費の徴収に関する事項
- ・財務諸表の作成に関する事項
- ・基本財産・運用財産の管理に関する事項
- ・財務の強化、寄付金の募集・受け入れに関する事項
- ・その他会計事務に関する事項

(3) 学術委員会

- ・学会が行う学術調査・研究に関わる事項
- ・内外の研究団体等との対応に関する事項
- ・学会賞の選考に関する事項
- ・他の学協会等への推薦に関する事項

- ・刊行物に関する調査、発送、残部の保管、雑誌等の保管に関する事項
- ・井上フィールド科学研究基金の運用に関する事項

(4) 事業委員会

- ・大会、学術講演会、その他の事業に関する事項
- ・共催、協賛、後援に関する事項

(5) 編集委員会

- ・会誌「雪氷」の編集・刊行に関する事項

(6) BGR編集委員会

- ・Bulletin of Glaciological Research(英文誌)の編集・刊行に関する事項

(7) 広報委員会

- ・学会活動の広報および雪氷技術の普及に関する事項
- ・雪氷ダイレクトリーの編集・刊行に関する事項
- ・会誌「雪氷」および雪氷ダイレクトリーに掲載する広告の募集に関する事項

(8) 電子情報委員会

- ・学会ホームページおよびメーリングリストの運営・維持に関する事項
- ・学術データベースの公開に関する事項
- ・その他電子情報による学会の活動に関する事項

第23条 委員会には、委員長を置くこととし、委員長は執行理事として理事の中から理事会において選任する。

2 委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

3 委員は、委員長の分掌の執行を補佐する。

第24条 委員会の運営については、それぞれ別に定めることとし、その制定または変更については、理事会の承認を得るものとする。

第7章 支部

第25条 この法人には、次の各地区に支部を置く。

- (1) 北海道支部 北海道
- (2) 東北 支部 福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県
- (3) 北信越支部 長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県
- (4) 関東・中部・西日本支部 上記を除く国内の地域

第26条 支部は、定款第3条に定めたこの法人の目的達成に必要な次の事項を行う。

- (1) 支部独自の学術調査・研究その他関連事項。
- (2) 支部に属する会員相互の連携。
- (3) その他支部規程に定めた事項。

第27条 支部には次の役員をおく。

支部長 1名

支部理事 若干名

第28条 支部長は、定款第20条に定める理事の中から理事会において選出する

第29条 支部の運営については、別に定めることとし、その制定または変更については、理事会の承認を得るものとする。

第8章 分科会

第30条 この法人は、それぞれの研究分野における会員相互の研鑽と連携を図り、その分野の一層の発展に寄与するために以下の分科会等をおく。

- ・氷河情報センター
- ・極地雪氷分科会
- ・凍土分科会
- ・雪崩分科会
- ・雪氷物性分科会
- ・衛星観測分科会
- ・雪氷工学分科会
- ・雪氷化学分科会
- ・気象水文分科会
- ・吹雪分科会

第31条 分科会の解散および運営内規の制定、変更については、理事会の承認を得るものとする。

第9章 職員

第32条 この法人の事務局に職員をおく。

第33条 職員の給与、服務に関しては別に定める内規による。

第10章 雑則

第34条 本細則の制定および変更は、理事会および会員総会の議決を経るものとする。

附則

この細則は、公益社団法人の設立登記の日より施行する。